

第32回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和2年2月7日 午後3時00分～午後4時00分

2、開催場所 3階 北会議会室

3、出席委員（14人）

会長	7番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	清
副会長	8番	筑井	清
	1番	武士	千雅子
	2番	羽鳥	誠
	3番	川端	浩二
	4番	下田	正人
	6番	小島	睦美
	10番	峯岸	恵美子
	11番	萩原	克弘
	12番	猪野	計二
	13番	新井	正芳
	15番	勅使川原	亨
	16番	松井	俊裕

4、欠席委員（2人） 9番 金田 邦夫、14番 齋藤 三千男

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 下限面積（別段面積）設定の検討について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

○農業委員会総会の令和2年度日程について

○麦踏み合戦について（協力）

○玉村カレーのじゃがいもの植え付けについて

○その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭

事務局 栗崎 浩

8、会議の概要

議 長 　　ただ今から第32回総会を開会いたします。
　　本日は、出席委員は14名ですので総会は成立しております。
　　それでは、玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名
　　委員ですが、16番 松井委員、4番 下田委員にお願いいたします。
　　なお、本日の会議書記には事務局職員の栗崎氏を指名いたします。

議 長 　　：それでは、次第4議事に入ります。
　　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1を事務局よ
　　り説明をお願いいたします。

事 務 局 　　：【議案第1号 番号1 受付番号43100196について議案書と詳細を朗読、説明】

議 長 　　：それでは、番号1 受付番号43100196について審議を行います。この件に関しま
　　して、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を羽鳥部
　　会長からお願いします。

部会長 　　：この件に関しまして、農振部会としては許可と判断いたしました。

議 長 : ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、採決いたします。受付番号 43100196 について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号 4100196 は原案のとおり許可と決定いたします。
続きまして、番号 2 について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : 【議案第 1 号 番号 2 受付番号 43100197 について議案書と詳細を朗読、説明】

議 長 : それでは、番号 2 受付番号 43100197 について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を羽鳥部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましても、農地法上に問題なく取得要件にも問題ないことから許可と判断いたしました。

議 長 : ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、採決いたします。受付番号 43100197 について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号 43100197 は原案のとおり許可と決定いたします。
続きまして、番号 3 について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : 【議案第 1 号 番号 3 受付番号 43100205 について議案書と詳細を朗読、説明】

議 長 : それでは、番号 3 受付番号 43100205 について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を羽鳥部会

長からお願いします。

部会長 : この件に関しましても、取得要件になんら問題が無いことから農振部会としては、許可と判断いたしました。

議長 : ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

委員 : 金額はどのくらいで動いているのか。

事務局 : 番号3については、20万円です。

委員 : 20万円ではなく、200万円ではないのか。

事務局 : 先ほどの部会でも同じ質問が出たのですが、200万円ではなく20万円です。代理人の小林事務所に電話をして確認したのですが、双方がこの金額で合意していますので20万円で、間違いありません。ちなみに、番号1の方が7万円で、番号2の方が22万円です。
補足ですが、永小作権がついていることからこの金額なのではないかと思われる。

委員 : 参考までに、1番のこんなに細い面積の土地の場合、隣の土地の方が作っているということか。

事務局 : 1番と2番の土地に関しては、隣が譲受人の圃場ですので一体で作業を行うということですが。

委員 : どうしてこんなに狭い土地で区切るのか。もともと広い土地だったが枝番を沢山つけて、小作地か何かで権利を分けていたのではないか。もともと川端さんは牛乳屋だから田んぼは作ってなかった。畑は作っていたが田んぼは貸していたのではないか。

議長 : おそらく戦前からの小作権で、たまたま土地改良の中で分筆されていますが、現実には譲り受けられている羽鳥さんがずっと戦前から作り続けていたのだと思います。下の山口さんもそのように作っていたらしいです。
他に質問はありますか。無いようですので採決いたします。受付番号43100205について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号 43100205 は原案のとおり許可と決定いたします。
続きまして、議案第 2 号番号 1 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 【議案第 2 号 番号 1 受付番号 43100202 について議案書と詳細を朗読、説明】

議長 : それでは、議案第 2 号 番号 1 受付番号 43100202 について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、羽鳥部会長より報告願います。

部会長 : この件に関しましても、周りは宅地化になっておりますし、何ら問題ないことから許可相当と判断いたしました。

議長 : ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、採決いたします。受付番号 43100202 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号 43100202 は原案のとおり許可相当と決定いたします。
続きまして、番号 2 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 【議案第 2 号 番号 2 受付番号 43100204 について議案書と詳細を朗読、説明】

議長 : それでは、番号 2 受付番号 43100204 について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、羽鳥部会長より報告願います。

部会長 : この件に関しましても、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長 : ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(全員挙手)

無いようですので、採決いたします。受付番号 43100204 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号 43100204 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第 3 号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 【議案第 3 号 下限面積 (別段面積) 設定の検討について詳細を朗読、説明】

議長 : それでは、議案第 3 号について審議を行います。
これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

委員 : 新しい町長が群馬テレビで線引きの話をしていましたが、線引きとこの話は関係あるのか。

議長 : 線引きとは、市街化区域のことか。事務局から説明いたします。

事務局長 : 今回お話をさせていただいているのは、農地を取得するための要件となっております。お話なのは開発の関係で都市計画が第一となります。線引きとなりますと、線引きしてから 30 年近く工業団地以外は、あまり市街化調整区域が増えないような形で、開発できる区域と市街化の調整区域という形になっています。ですから、そちらと今回の話は別物となります。ただし市街化の調整区域であっても現状ですと大規模指定集落という事で、これまでも何件か転用申請が出されているという状況です。

議長 : 補足になりますが、新規で農業をやりたいという事で新たに町外から入ってきたり、自分の地域から他の地域に行って農業をやるとなった場合、5 反要件がありますから一括で 5 反を所有するか、それ相当の施設を造るかで要件的に認められるわけですが、その要件について今議題に上がっているのが、飯倉・五料地域については 20 アール、その他の地域は水田農業をやる場合は 50 アールが必要でという設定条件があります。

委員 : 飯倉・五料、ここは田んぼが無いんですよ。田んぼがあっても作れないのが飯倉・五料で畑同然なんですね。ところが、ここに来て、ここ 1~2 年で新規就農者が出て来ました。そういう人達が出て来て畑をやる様になって、「2 反ならやってみよう。」っていうところから出て、「もっと広げよう。」となっていていい流れに

なっていますので、このまま進めていただきたいと思います。

(その他、農業センサスについての質問もあり。)

議長 : それでは、事務局から議案3号として、飯倉・五料につきましては20アール、その他の地区では50アールという事でよろしいでしょうか。採決いたします。ただ今の案に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、現状で変更なしと決定します。

以上で次第4議事については、終了いたします。

続いて、次第5報告事項 に入ります。

報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 【報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について報告を朗読、説明】

議長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、次第5報告については、終了といたします。

続いて、次第6その他 に入ります。

事務局より説明をお願いします。

事務局 : 【・農業委員会総会の令和2年度日程について

・麦踏み合戦について

・玉村カレーのじゃがいも植えの日程について詳細を朗読、説明】

議 長 : その他、委員の方から何かありますか。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

事務局長 : 委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。

以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議事録署名人

議事録署名人